

議員発案第 5 号

介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の改善を求める意見書」を提出するものとする。

平成20年9月30日 提出

提出者 三条市議会議員 野崎正志

賛成者 三条市議会議員 原茂之

同 三条市議会議員 田中寿

同 三条市議会議員 横山一雄

同 三条市議会議員 小林誠

介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の改善を求める意見書

「安心して老後を送りたい」、これはすべての国民の願いである。しかし、8年前に「介護の社会化」をスローガンにスタートした介護保険制度は、現在様々な深刻な問題を抱えている。重い費用負担、1万5,000名を超える特別養護老人ホーム入所待機者、様々なサービスの利用制限による介護の取上げが利用者に生活困難をもたらしている。

また、相次ぐ介護報酬の引下げによる経営難、厳しさを増す介護労働と深刻な人手不足は、在宅、施設など地域の福祉、介護の基盤を根底から揺るがしている。

新潟県内の介護労働者等で組織する全国福祉保育労働組合新潟地方本部が平成19年6月に実施した県内介護施設アンケート調査（254施設回答）では、平成18年度中に退職者が生じた施設は特別養護老人ホームでは94%、デイサービス施設では76%に上り、退職者の全員補充ができた施設は6割台にとどまり、多くの施設が欠員状態のままや、部署間の職員のやりくりで運営されていると報告している。

また、アンケート結果では、介護労働者の退職理由として「労働条件が合わなく転職する」が大きな割合を占め、「賃金などの労働条件が悪く、将来に見通しが持てない」ことを訴えている。

だれもが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、それを支える介護労働者が専門性を高め、生き生きと働き続けられる環境整備が急務である。

よって、国会並びに政府におかれては、3年ごとの介護報酬の改定時期となる平成21年4月に向けて、介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の改善を図るため、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善と介護の人材を確保すること。
- 2 利用者のサービス制限を取りやめ、必要な介護サービスを保障すること。
- 3 以上を実現するために、保険料や利用料の引上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月30日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣